

我が国における動物由来感染症対策

Countermeasures in Japan for Preventing Zoonoses

厚生労働省 健康局結核感染症課 課長補佐・森田 剛史

Takeshi MORITA, DVM, Deputy Director,

Tuberculosis and Infectious Disease Division, Health Service Bureau, Ministry of Health, Labor and Welfare



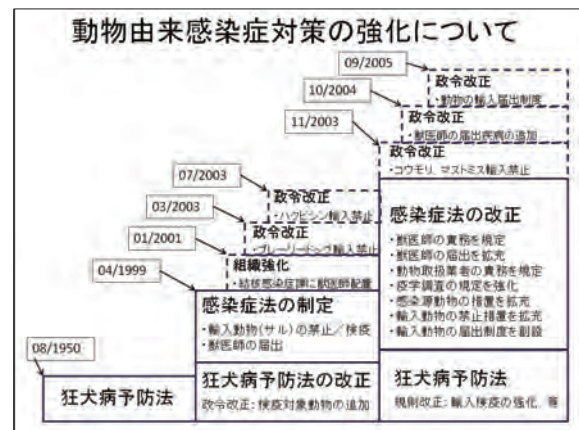
○森田 剛史

よろしくお願ひします。

このシンポジウム最後のプレゼンとなりますけども、私に与えられたテーマ「我が国における動物由来感染症対策」ということでございます。私どもの所管する法律というのは、感染症法と狂犬病予防法と、この二つがあります。ちょっとかたい話になってしまって恐縮なんですけれど、この二つを中心にお話をしていきたいと思ひます。

まず、動物由来感染症と私たちと言っております。研究会の名前「人と動物の共通感染症」という名称を使っております。同じような言葉で、厚生労働省は、やっぱり人の健康を守るという観点から、どうしても人を

中心に見ますので、動物由来感染症という言葉を使っております。同じような言葉であるということで御認識をいただければと思ひます。【スライド1-2】



【スライド3】

この動物由来感染症対策の法令のやってきた経緯というものを示したのが、この図になります。1950年ですので、昭和25年なんですけど、狂犬病予防法というものができました。これは主として犬を対象とした人のための狂犬病対策の法律ですけども、それが1999年ですから、平成11年ですかね。そのときに検疫のほうの対象動物、それまではほぼ犬を対象にしてたんですけども、猫とか、アライグマとか、キツネとか、そういったものも研究の対象に加えるとか。あるいは、これはちょっとずれてますけれども、平成16年に、2004年になりますけれども、そのときに検疫の方法、これ、農林水産省のほうになりますけれども、検疫の方法を強化したということで、狂犬病予防に関しては、こういった形で経緯をしてきてるということでございます。

一方、感染症法という法律が、これは平成10年の法律改正で、施行は平成11年4月からということで、感染症法というものができたということです。一番最初は、猿の輸入禁止と言ったものがあつたわけですけど、その後、例えばプレーリードックとか、ハクビシンとか、あるいはコウモリとか、マストミスと、いろんな疾病がそのとき、そのとき問題になりましたので、そういっ

2012年4月18日(土)
神戸アニマルケア国際会議2012

我が国における動物由来感染症対策

厚生労働省健康局
結核感染症課
森田 剛史

【スライド1】

動物由来感染症とは

Any disease or infection that is naturally transmissible from vertebrate animals to humans and vice-versa is classified as a **zoonosis**

(出典: WHO HP Zoonoses and veterinary public health (VPH))

- ・人獣共通感染症
- ・人と動物の共通感染症

【スライド2】

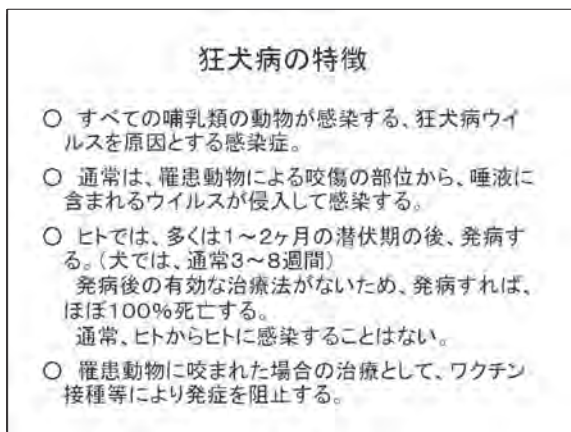
た禁止動物というのをどんどん追加してきたというのが一つあります。

それから、これは平成 15 年の改正になります。2003 年ですが、平成 15 年の改正によりますと、例えば、獣医さんとか、動物業者さんの責務みたいな規定ですね。関連規定にはなりますけども、責務みたいな規定を入れたり、あるいは、輸入動物の届け出制度ということで、これまでは、特に哺乳類とか、鳥類というのは、余り規制なく入ってくるものがあったわけですけども、これによって、動物検疫しないようなものでも届け出をしなければならぬという形になってきたりとかいうことでやってきた。あるいは、このときの感染症では、むしろ動物対策のための物件の措置ができるということなので、感染源動物の措置も追加していくといった形で、感染症法の改正を行っているという経緯で現在に至っているというのが法令の大きな流れになります。

【スライド 3】



【スライド 4】



【スライド 5】

まず、狂犬病対策について、ちょっとお話をしていきたいと思います。狂犬病なんですけど、これは犬という文字がありますけれども、哺乳類動物がすべて感染するということはよく知られていることだと思います。通常は、発病した動物の咬傷によって、そこから

唾液が運ばれていって、それが体内に入って感染していくということです。人では、多くは一、二カ月の潜伏期間を持ち、あるいは、犬では3から8週間ぐらいの比較的長い潜伏期間を持って発症し、一度発症してしまえば、まず助からないというような病気です。ただし、人で感染した場合は、人から人というのはリスクとしてはあり得ますけれども、そうした事例というのはほとんどないというようなものになります。実際、感染動物にかまれた人がいた場合には、ワクチンの接種によって発症を予防するというようなことがなされるということです。【スライド 4-5】

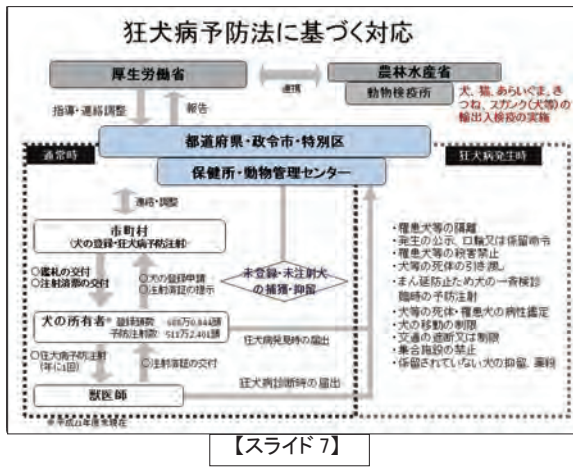


【スライド 6】

日本での狂犬病の発生状況ですけれども、これは、かつて、昭和 19 年のころとか、昭和 24 年から 25 年のころというのは、実は、犬とか人でも比較的大きな発生がありました。そうしたことがあって、昭和 25 年に狂犬病予防法というものが制定され、そこで犬の対策を強化したということで、それ以降、昭和 32 年を最後に、動物も含めて、日本での狂犬病というのは確認されなくなったというのが狂犬病に対する日本の発生の歴史ということになります。

ただし、人ということで見た場合、人、外国に行きますので、外国で感染されて、帰ってこられて発症されたという方は、1970 年と 2006 年にありました。そういったことであります。【スライド 6】

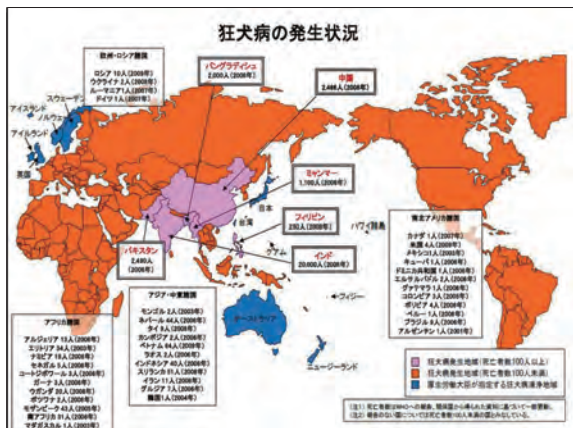
狂犬病予防法に基づく対応というのは、今どういう状況なのか、もしくは、どういうふうに行われているのかということですが、厚生労働省が所管する法律ですけれども、実際の国内の動物の対策というのは、都道府県あるいは市町村というところで行われています。ただし、通常期の対応といたしましては、基本的には犬の所有者の方が犬を市町村に登録し、狂犬病の注射を打っていただくということで、市町村はその状況を把握する。それから、都道府県のほうでは、これは徘徊犬というものですけれども、そういったうろう



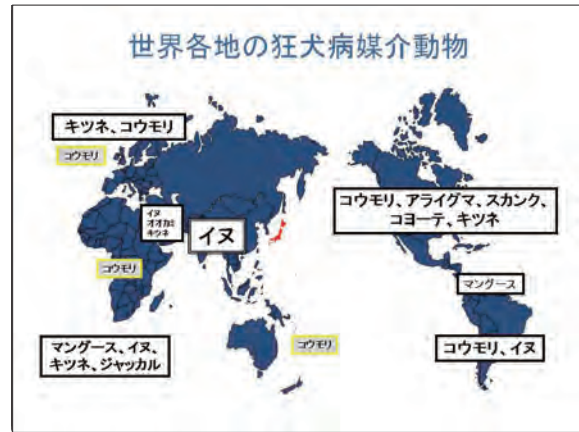
ろしている犬を捕獲し、抑留して、そして、所有者が知れていれば所有者に返しますし、あるいは処分というような形で、動物愛護のほうにはなりますけれども、譲渡に適するものであれば譲渡をしたり、そのようなものでなければ、かわいそうですけれども殺処分になったりといった形で、通常期の対応として、犬のコントロールをしているということになります。

それから、もう一つは輸入のところでですけども、犬、猫等の動物が輸入されるときには、動物検疫所によって検疫をして入ってくると。要するに、狂犬病のおそれのないものだけが入ってくるような仕組みになっているということです。ただし、一たん国内で狂犬病が発生をしたといった場合に、これは都道府県の対応になりますけれども、そういった発症動物とか、そういったおそれのある動物の隔離ですとか、あるいは、係留の命令といったもの。一連の結構強い措置もありますけれども、とることができるということで、国内の動物の発症対策ということをするということでございます。【スライド7】

これは、世界の狂犬病の発生状況です。日本は、昭和32年以降発生はないということで青い形で示されておりますけれども、世界的には、ほとんどの国が狂犬病をまだ持っていてというか、維持されていて、特に



中国とか、フィリピンとか、インドといったところは、人の患者さんですけれども、相当多く出ている状況でありまして、これは、ある意味、確かに日本は清浄国ということでありまして、物流というのは非常に活発ですから、こういった、いつ何とき入ってくるかもしれないというリスクは常にあるということは考えなくてはいけないということです。【スライド8】



それから、狂犬病の媒介動物の関係ですけども、流行に重要だとされてる媒介動物というのは、地域によってかわりはあります。ただし、アジア地域では犬というのが重要だとされています。特に、野生動物で人との接触が少ない動物であれば、比較的、人が感染していくというリスクというのは小さくなっていくわけですけども、特に、犬のように人に近いところにある動物であった場合には、もし入ってきた場合には、それによって人が感染していくというリスクが高くなるということでもあります。日本ではこういう状況ですので、犬というものに対して予防注射を行っていただいて、それでもって、人への万一の侵入時での蔓延とか、発生防止というものを図っていると、そういう状況になるということです。【スライド9】

これは水際対策ということで、狂犬病に対して関係法令でどういことをやっているのかということです。

水際対策 ～海外からの狂犬病侵入防止～

狂犬病予防法

輸入検疫 犬、猫、アライグマ、キツネ、スカンク

輸入実績(平成22年: 動物検疫統計): 犬 7,199頭、猫 1,755頭 その他 0頭

感染症法

輸入禁止 コウモリなど

輸入検疫 サル(指定地域からのもの)

輸入届出 輸入検疫以外の哺乳類の動物

【輸入検疫実績(平成22年: 動物検疫統計): サル 約6千頭】

【輸入届出実績(平成22年: 輸入動物届出業務処理システム): 哺乳類の動物 約452千頭(多くは畜畜目)】

家畜伝染病予防法

輸入検疫 牛、馬、豚等

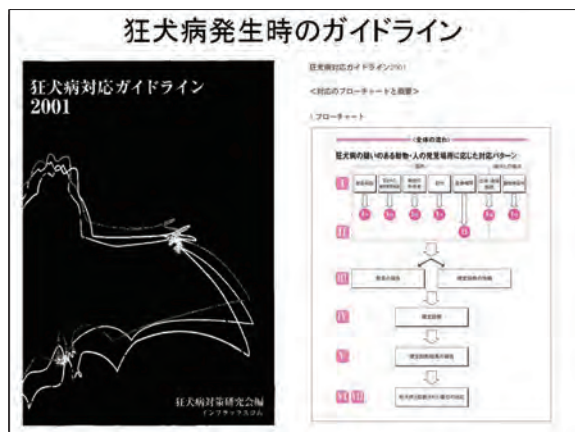
輸入実績(平成22年): 動物検疫統計

牛・馬・豚等 約22千頭、(馬 約4千頭)

【スライド10】

先ほど申しました狂犬病予防法の中では、これらの動物に対して研究をしております。実績的には、犬としては7,200頭ぐらい、猫ですと1,800頭ぐらいというのが、平成22年度ですけれども、入ってくる数です。

それから、感染症法の中では、コウモリとか、猿とか、輸入禁止動物では狂犬病という形ではないですけども、実質は入ってこなくなってきたと。そして、それ以外の哺乳類動物については、輸入の届け出ということをしていただくということになっていまして、実際、狂犬病にかかっていないという旨での証明書を出してもらって入ってくるわけですけども、大体、それを見ますと、45万頭ぐらい、平成22年ですけども、入っています。ただし、その中の多くはゲッシ類ですので、狂犬病のリスクは高い動物ではありませんけども、こういう状況になっているということです。【スライド10】



【スライド11】

厚生労働省としては、狂犬病、今、発生ないからいいですけども、実際、発生したときにどう対応するのかというのを準備しておくということが重要ですので、こういったガイドラインも策定しております。これは2001年につくったものですけど、これは、実際、疑われたものが、あるいは疑われた人があった場合に、どのようなステップで確定診断まで持っていかかというような流れを詳細に書いたというのが、このときのガイドラインです。それから、今なんですけれども、今度は、国内の飼育員で、仮に狂犬病が見つかったといった場合に、どのように対応していくのかといった、ちょっと一歩進めたガイドラインも、今、策定のための研究を進めていただいているということです。

これは、私たちがつくっているポスターなんですけども、これは昔の記録の映像の一部をちょっと切ったものなんですけども、こういった、かつては確かにあって、かわいそうな方がいらしゃったということ、やはり皆さん忘れてはならないということです。確かに60年ぐらい起こっておりませんが、やっぱり、



【スライド12】

狂犬病の予防のために①

○ 狂犬病流行地域に渡航される方へ
渡航中に狂犬病に感染しないよう注意！

- ・ 滞在中にむやみに動物に手を出さないようにする
- ・ 万が一、滞在中に犬等に咬まれた場合には、
 - (1) すぐに傷口を石けんと水でよく洗う
 - (2) 現地医療機関を受診し、傷の手当と狂犬病のワクチン接種を受ける
 - (3) 帰国時に検疫所(健康相談室)に申し出る

【スライド13】

何年ぶりというのは、いつ何どき起こるかわからないというところを肝に命じたいと思っております。

【スライド12】

狂犬病の予防のためにということで、厚生労働省のホームページの中では、こういったことを言っておりますというところ。一つは、海外渡航者の方です。時折そういった事例が起こりますので、海外渡航者に対しては、まず、むやみに海外で動物に手を出さないということですね。それから、犬等にかまれた場合には、まず傷口を石けんで洗って医療機関を受診して、まず処置を受けてくださいということです。それから、研究所ではそういった御相談に乗れますので、何かあったときには、帰国時に御相談のところで申し出ただければということです。【スライド13】

それから、次に、犬を飼ってる方についてですが、やはり、狂犬病対策としては犬というのが重要だということです。法令に基づいたものと、注射を受けさせると、登録をするといったことについてはお願いしたいということ、これは我々からは継続的に訴えていくということです。【スライド14】

狂犬病の関係は、とりあえず終わらせて、次に感染症法の対策の話をしていただきます。感染症法と簡単に言っておりますけれども、感染症法の名前はちよっ

狂犬病の予防のために②

○犬を飼っている方へ

以下は、犬の飼い主の義務となっています

- ・市町村に犬を登録する
- ・犬に狂犬病の予防注射を受けさせる(年1回)
毎年4月から6月は狂犬病予防注射期間
- ・犬に鑑札と注射済票を付ける

詳しくは、お住まいの市町村の窓口にお問い合わせ下さい。

【スライド 14】

感染症法に基づく対策等について

【スライド 15】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)

【目的】

感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図る

【手段】

- (1) 基本指針(国)、予防計画(都道府県)の策定
- (2) 感染症発生状況・動向の把握、公表
- (3) 感染症発生時の適切な措置(就業制限、入院、調査、ねずみ族、昆虫等の駆除等※)
※: 疾病の分類等に応じて、とりうる措置が規定
- (4) 適切な医療の提供(感染症指定医療機関)
- (5) 動物の輸入規制

等

【スライド 16】

と長い、ここに書いてるような名前でごさいますて、その目的は、感染症の発生を予防し、その前の防止を図るということです。そのため的手段として、ここに書いてありますようなことを行っていると。一つは、基本的には基本指針というのを国が策定して、その基本指針に基づいて、予防計画というのを都道府県で策定したらいいと。それに従った対応をしていくということです。

それから、二つ目は、感染症の発生の状況を把握するという事で、医師や獣医師から届け出をしていただいて、それを状況把握し、その状況を公表していく

ということです。それから、把握した情報ですが、そのときには、どうい対応をするかということで、必要に応じて、例えば、その患者さんに対しては、就業制限をしていただいたり、かけたり、入院の勧告をしたりと。あるいは、実際、原因が何だったのかといった調査をしたり、あるいは、感染源となっているものがあれば、それらに対する措置をとっていくということです。これらは、疾病の種類によって、どうしたものが必要かということで、とり得る措置というのはその類型を通じてやっています。これは後で御説明いたします。

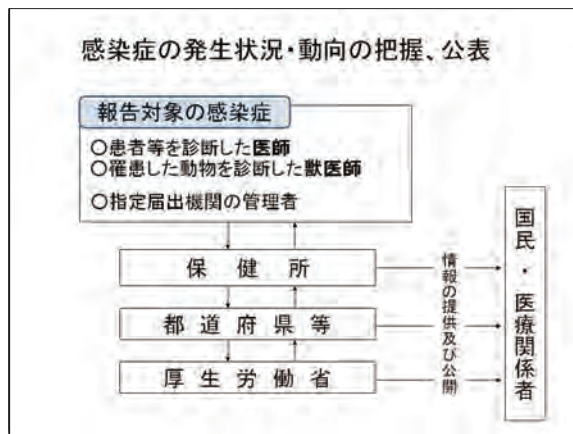
それから、患者さんに対しては適切な医療の提供ということで、特殊な疾病、特にエボラ出血熱とかといった疾病については、特殊な施設に入っていただくというようなものをしていく。それから先ほど言いました動物の輸入規制というようなものも行っていく。こういったことで感染症法の体制がとられているということです。【スライド 15-16】

感染症	1類感染症	2類感染症	3類感染症	4類感染症	5類感染症	新型インフルエンザ等感染症
特殊な対応(注意喚起)	○	○	○	○	○	○
就業制限	○	○	○	○	○	○
入院の勧告	○	○	○	○	○	○
調査	○	○	○	○	○	○
ねずみ族、昆虫等の駆除等	○	○	○	○	○	○
動物の輸入規制	○	○	○	○	○	○
適切な医療の提供	○	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○	○

【スライド 17】

これが、先ほど言いました主な類型に応じた措置ということです。類型としては1類から5類があって、あと新型インフルエンザと感染症と。ほかにもありますけれども、こういった類型があって、その類型ごとにとり得る措置が、法令上どういったものをとれるという形で、とることができるということで、この丸が書かれているということです。【スライド 17】

これまで申し上げました狂犬病とかオウム病というのが4類感染症といこころに区分されてまして、それが、何がとれるのかということ、例えば感染源になるようなものとか、そうした病原体に汚染された場所とか、物件の消毒ができるようになってます。ただし、人から人に感染するようなものではありませんので、例えば、入院の勧告をしたりとか、就業制限をしたりとかということはバツということで、できないということになっています。

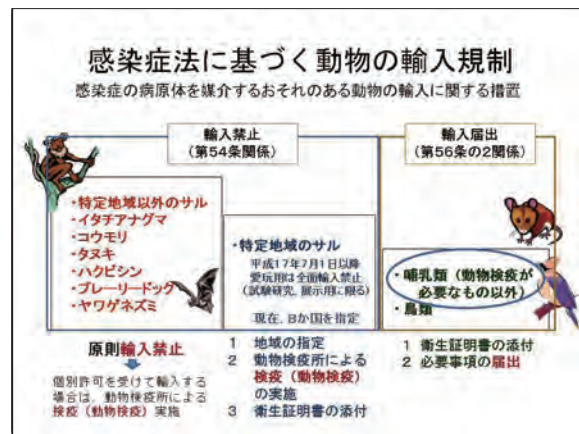


【スライド 18】

一方、エボラ出血熱みたいな人から人に感染していくような重篤なやつについては、結構丸がついておりますけども、就業制限とか入院勧告だけではなくて、例えば、建物への立ち入り制限とか、あるいは交通の制限といったような相当強い措置もとり得ることができるという感じになっています。【スライド 17】

感染症の発生状況をどうやって把握するのかというのを示したのが、この図です。報告対象になっている感染症、1類から4類、先ほどありましたけれども、あれらについては全数報告になっております。その患者さんを診断したお医者さんは、すべて保健所に報告をするということです。獣医さんも報告をするんですが、それはすべて報告するわけではなくて、その中の一部の対象感染症と対象の動物を、非常に限られていますけれども、それに該当するものについては保健所に報告をするということになります。保健所は都道府県の県庁に報告をし、その情報が厚生労働省に報告されると、この三段構造になっております。

ただし、実際にはコンピューターのシステムがありますから、こちらで入力された情報は、ほぼ時期を同じくして閲覧することはできる形になります。情報は入るということになります。こうして得られた情報については、国民なりに、あるいは、医療機関なりに情報提供されていくということです。【スライド 18】

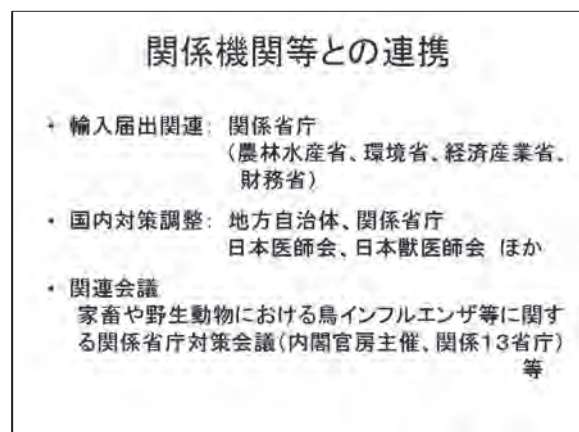


【スライド 19】

それから、動物の輸入規制の関係についてですが、感染症に基づく動物輸入規制、輸入禁止と輸入届け出というものがあると言いました。一方、輸入禁止のほうですが、輸入禁止には実は二つパターンがありまして、一つは特別なものとして許可をしない限り輸入できないようなものと。それから、一定の条件に適合すれば、動物検疫を受けることによって、禁止ではあるけれども輸入できるというものがありまして、それは、一部の地域の猿ということになっております。輸入届け出については哺乳類と鳥類というものが対象になってまして、衛生証明書を添付してもらって届け出してもらおう。それによって入ってくるということです。

これによって、實際上、この届け出制度ができることによって、これまで余り制限がなかったものについても一定の制限がかかるということで、いわゆる、間接的ではありますが、感染症に対する予防的な措置になっているのではないかなとは思っています。

【スライド 19】



【スライド 20】

それから、動物由来感染症の対応なんですけれども、これは厚生労働省だけで、すべて何かできるというものではありません。このために関係機関との連携というのは重要だということでありまして、ここに示したような連携を図っていくと。一つは輸入届け出の関係

としますれば、輸入の関係でいくのは、農水省や環境省や経産省や財務省といったような関係省庁との連携というのがあります。それから、実際に国内で何かあったといった場合には、これは、関係する地方自治体、都道府県とか市町村の方々、あるいは、農水省とか環境省とかの関係省庁、それから、人の話であれば医師会ですし、動物の話であれば獣医師会といった関係の方々と連携、協力しながら事に当たっていくということになります。

それから、これは鳥インフルエンザの関係で挙げさせていただきますけれども、こういった関係省庁連絡会というものもありまして、実際、鳥インフルエンザが発生しましたといったときには、こういった内閣官房シュボウの中で関係省庁が集まって、情報共有して対応方針をとっていくということがなされています。

【スライド 20】

調査研究

厚生労働科学研究費補助金
疾病・障害対策研究分野
感染症対策総合研究事業
新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究

(平成23年度)

- ・動物由来感染症のリスク分析手法等に基づくリスク管理のあり方に関する研究
- ・海外から侵入が危惧される野生鳥獣媒介性感染症の疫学、診断・予防法等に関する研究
- ・ワンヘルス理念に基づく動物由来感染症制御に関する研究

等

【スライド 21】

それから、厚生労働省のもので、こういった動物由来感染症の対策というのは、やっぱり、適切な措置をとるといえるのは、科学的な知見を収集していくという必要があります。このため、厚生労働省では厚生労働科学研究費補助金というものを使って、動物由来感染症の研究を行っているということです。

ここで挙げているのは動物由来感染症を主題にした例ということですが、この新型インフルエンザと新興・再興感染症研究という事業の中では、これ以外にも、いろんな動物由来感染症の関係の研究も、あるいは、人のまさに関係する感染症の研究も含めて、いろんなものがやられていて、そういったもので動物由来感染症対策の推進をしているということです。

カプノサイトファーガと、先ほど話ありましたけれども、そういった研究も含めて、こういった研究の中でやられているということでございます。

【スライド 21】

ガイドライン

- 個別疾病
 - 狂犬病対応ガイドライン
 - ウエストナイル熱媒介蚊対策ガイドライン
 - 犬のエキノコックス症対応ガイドライン
 - チクングニア熱媒介蚊対策ガイドライン
 - サルの細菌性赤痢対策ガイドライン等への対応
- 動物展示施設における共通感染症対策ガイドライン
- 補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン

【スライド 22】

そうした研究をしている中で、例えば、こういったガイドライン、研究の成果としてガイドラインを策定していただいているということがあります。そうした策定していただいたものを、厚生労働省の中では広く皆さんにお示しして、役立っていただこうということです。個別の疾患としては、狂犬病あり、ウエストナイルあり、猿の細菌性赤痢といったものがあります。あるいは、これは動物のものというよりは、媒介蚊対策をどうするかということで、ウエストナイルとか、チクングニヤの蚊の対策のためのガイドラインがあったり、あるいは、動物園なんかがあります動物展示施設に対する共通感染症の対策のガイドラインということで、どうすれば問題なくできるかということを示してみたり、ちょっと特殊ですけども、補助犬の衛生確保のための衛生管理ガイドラインといったものも作成しております。【スライド 22】

Q&A

- ・ 狂犬病に関するQ&A
- ・ わかりやすい感染症Q&A(オウム病、つがつがむし病等)
- ・ ウエストナイル熱・脳炎Q&A
- ・ 動物取扱業者のための野兔病Q&A
- ・ ミドリガメ等のハ虫類の取扱いQ&A
- ・ 愛知県家きん農場における鳥インフルエンザ(H7N6)に関するQ&A
- ・ コリネバクテリウム・ウルセランスに関するQ&A
- ・ カプノサイトファーガ・カニモルサス感染症に関するQ&A
- ・ ダニ媒介脳炎に関するQ&A

【スライド 23】

また、いろんな事案というのが、時折ぽつぽつと出てまいります。それが社会的に取り上げられてもいます。そういったものも含めまして、Q & Aというものを示しまして、比較的どういう病気なのかとか、どういう診断とか、予防とかすればいいのかという情報を示しています。狂犬病もありますけれども、ウエストナイルとか、カプノサイトファーガとか、他に媒介性



【スライド 24】



【スライド 25】

脳炎とか、こういった時々の問題に応じて、こういったQ & Aも作成しております。【スライド 2】

それから、きょうお配りしておりますけれども、この冊子ですけれども、こういったものには、一般の方向けにつくってる冊子なんですけれども、動物由来感染症を予防するというために、一般的に日常生活で注意することとして、こういうことを注意しましょうというのをお願いしております。

ここに書かれてあるとおりですけれども、動物をさわったら手を洗うとか。あるいは、砂場とか、公園で、あるいはガーデニングをしたといったときには手を洗う。要するに手洗いの励行という話ですとか、あるいは、過剰な触れ合い、節度あるというのを繰り返し申し上げておりますけれども、過剰な触れ合いは控えると。あるいは、身の回りを清潔に保つ。それから、ふん尿というもの、病原体を含んでいるおそれがありますので、そういった処理というのは迅速にしていくと。

それから、鳥の話がありました。室内で鳥を飼育するときには換気をするということです。それから、野生動物の関係については、これは何を持っているかわからないという前提に立てば、極力さわらないというのが基本的な対処になろうかと思えます。

それから、狂犬病の関係で言えば、法に基づいた対応をしてくださいということをお願いしております。こういったことを注意していただければということでございます。【スライド 24】

動物由来感染症、非常に多岐にわたっています。それらを理解するというのはなかなか難しいですけれども、厚生労働省とか国立感染症研究所の中の感染症情報センターのページというのがあります、そこにいろんな動物由来感染症に関する情報、あるいは、個別の疾病別に感染症に関する情報が載っていますので、こういったものを見ていただければ、大体どういものかというのは、非常に学術的かもしれませんが、感染症



【スライド 26】



【スライド 27】

情報センターのほうは学術的かもしれませんが、入手することができます。

また、きょう、お配りしました一般向けのハンドブックもありますし、それから、海外渡航者向けには、出国ブースのところに、こういったものを置いたりとか。動物、海外でかわいいと言って、すぐ買って持ってこれないことになりますので、そういったことがないように、あらかじめ周知する目的でのリーフレットといったものをつくったりと。あるいは、こういったポスターを使って、認知の周知ということを図っていらっしゃるということでございます。【スライド 25-27】

ご静聴ありがとうございました

【スライド 28】

大体、ざっと御説明いたしましたけれども、動物由来感染症に関して、厚生労働省が対応する法律の関係と、それから、法律に基づくというわけではありませんけれども、調査研究とか、情報提供というものについて御説明しました。

どうもありがとうございました。

○岡部座長

森田補佐、どうもありがとうございました。

法律というか、行政の仕組みの話なので、ちょっとかたいところあったと思うんですけども、結局は、日常生活にかなり密接に関係があるものですから、もし何か、今の機会に御質問とかありましたらどうぞ。

○質問者 先ほど、狂犬病のところの説明で、発病というところと、発症というところがあつたんですけども、どういう違いがあるんでしょうか。

○森田先生

済みません。言葉として、私、使い分けつつもりはなかったですので、発病と理解していただければいいと思います。

○質問者

最近の動向なんで、ちょっと教えていただきたいんですけど。地図で清浄国の色分けをされてましたけれど、何か、EUの共同体の中での制度変化というか、いわゆる検疫そのものの緩和によって、清浄国でなくなる場合も考えられるというところが、英国とか北欧で今言われていて、たしか去年、オーストラリアやニュージーランドは英国そのものを清浄国から外していると聞いたんですけども、厚生労働省のほうでも、たしか昨年ですか、会議をなさって、結果として今、検疫の場合、清浄国としての扱いを受けるのはどのあたりで、清浄国は、まだ、あの地図のままなのかどうか、ちょっとそのあたりをお教えいただけますか。

○森田先生

これはちょっと複雑になるんですが、狂犬病の清浄

というのは発生のレベルで見るとか、それとも、もう少し別の観点で見るとかということになるかと思いません。おっしゃられたように、EUの場合は、EUのペットトラベルスキームというのが導入されて、実際、発生とかというわけではなくて、一定の手続をすれば、EU域内を動くことができる。要するに、ワクチンを打つとか、そういうことなんですけれども、そういった形で動くことができると。そういった措置をとってEUのイギリスとか、ノルウェーとか、そういったところが、ペットトラベルスキームにのっとった対応をするということ、この1月からたしかするとなったときに、日本国として、英国、今、発生してるわけではないけれど、どう扱うのかということで、狂犬病予防法に基づく動物の対応としては、やはり農水省のほうで検討していただいて、それについては、犬とか猫というのは、狂犬病のリスクを限りなくゼロにするという観点から、実際、その管理措置がゆるまるということだけで、発生とか非発生と関係なく、やっぱりこれはリスクがあるということで、いわゆる狂犬病の発生、清浄国という扱いをやめて、今の扱いとしては、発生国とそれ以外のところしかなくて、清浄国の扱いをせずに、汚染国と同じ扱いにしていくのをしたのが、去年の農水省のやっている狂犬病予防法に基づく措置になります。

一方、感染症のほうも実は動物の届け出はやっておるんですけども、あれは、実は狂犬病の発生してない国として厚生労働省が定める地域となっていますので、厚生労働省のほうでは、実は発生ベースで規定がされてるものですから、単に、ちょっと措置がゆるまったというだけで、それを引きずり落とすという感じにはできませんので、そこは、今の段階では、地域の中には、清浄と言ったらおかしいですけども、非発生地域の中に入れてるということで、ちょっと措置がずれてるという形になってます。

申しわけございません。ちょっと難しいと思いますが。

○質問者

先生、おふれにならなかったんですけど、実験動物のことについて伺いたいです。もう20年ぐらい前になるんですが、腎症候性出血熱というのが、ゲシシ類にはやりまして、それで動物実験施設でちょっと感染があったと。それで、動物実験の従事者の人が1人亡くなったとか、そういう事例がありました。それから、猿に関しては、我が国の猿でもBウイルスという抗体が随分濃厚に存在してるようなんですね。それで、ほ

とんど病原性はないようなんですけれども、海外では、1人か2人亡くなってる事例があるというようなことで、やっぱり、こういう問題についても適切に管理していかないといけないんじゃないかと思うんですね。

それで、今、たまたま、動愛法の小委員会でも実験動物施設のことにについて論議されてますが、そこに参加している動物実験者の委員の先生というのは非常に優良な施設の先生で、要するに、動愛法で届け出制とか、登録制をしくと研究の自由が阻害されるという論点から反対されてるんです。ところが、一般市民がそういう実験動物から感染するという観点で、それを市民から守るということからすると、行政としては、やはり届け出制とか登録制をしいて、ある程度の指導をしていかないといけないんじゃないかと思うんですけど、先生、御見解ありますでしょうか。

○森田先生

今言ってるのは、多分、動物愛護法の改正の話で、今、実験動物の届け出をどうするかといった御指摘の話です。厚生労働省の関係でいけば、感染症の防止が図ればいいという観点で、輸入届け出の制度、ゲツシ類置いてありますけれども、腎症候性出血熱も含めて、衛生証明書の中で、それが無いというのを担保してもらって入ってくるということになっております。ただ、実際、届け出制度というのは、動物愛護の関係でやる話は、動物愛護で、今、検討している話ですから、私、厚生労働省の立場で、そこはちょっと申し上げられないということだけは御容赦いただきたいと思います。

○質問者

兵庫県は、個別に条例で届け出制をもう20年ぐらい前からやってるんですね。それは、先生にお願いするのは筋違いだとしたら、ヤマザ先生にぜひ頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

○岡部座長

ありがとうございました。ほかには、いかがでしょうか。

それでは、ちょうど時間になったので、森田先生、どうもありがとうございました。本来ですと、もうちょっと時間があるはずでしたが、3時間びっちり、おかげさまで、プレゼンテーションと、それから質疑応答というような形でできました。3時間、どうやって使おうかなと実は思ってたんですけども、非常にいい御質問もいただきましたし、それから、それぞれの演者の方から、それぞれのメッセージがあったと思います。

ペットから由来する感染症というのは一つのテーマ

なんですけども、本当は人間にとって感染症のもっとで一番多いのは人間なんで、これに対する注意が必要なんですけど。しかし、感染症というのは、どこからでも来る可能性がありますし、それから、今岡先生も例にとられたようにゼロリスクではないので、できるだけゼロのリスクではないけれども、リスクを下げながら共生をしていくというような考え方があるんじゃないかなと思います。鳥と人と安心して暮らすと言ってきましたけど、ペットと安心して暮らす。あるいは、ペットも安心して暮らせるということが、これからも、もっと考え方として必要じゃないかと思いました。

大変御熱心な参加をいただきまして、ありがとうございます。

○事務局

皆様、お疲れさまです。恐れ入ります。事務局の功と申します。本日は有意義なお話、お時間、ありがとうございます、先生方。恐れ入ります、皆様、この後、お時間もお急ぎの方もいらっしゃいますし、もしかしたらレセプションに出てくださいの方もいらっしゃると思うんですけども、お気づきかと思いますが、受付前で寄附など募らせていただいております。趣旨としましては、ムラカミ先生の著書は先生からの御寄附で、今回の会議の運営に当てさせていただくということで、著書を何冊か置いてくださってますので、御興味があれば御購入いただければと思います。

また、福島県動物救護本部の缶バッジ、そんな多数ではないんですけども、これは、こちらの動物救護の本部に全額こちらでお預かりして、また本部にお返しして、寄附させていただくということになると思いますので、ごらんになっていただいて、趣旨に御賛同いただける方は御協力いただければと思います。よろしくお願いします。

皆様、ありがとうございました。お疲れさまでした。失礼します。